

静 岡 市 報

No.30

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部改正	2
静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正	2
企業局管理規程	
静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部改正	3
消防本部訓令	
静岡市消防署の組織に関する規程の一部改正	4
選挙管理委員会告示	
静岡市両河内財産区議会議員選挙における当選した者の住所及び氏名	4
地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	6
葵区選挙管理委員会告示	
公職選挙法による選挙投票区の区画指定	6
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	16
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	17
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等の郵送による発送日	17
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	17
公職選挙法の規定に基づく指定投票区及び指定関係投票区の指定	18
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき定めた事項	18
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	21
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	21
駿河区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	21
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	22
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等の郵送による発送日	22
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	22
公職選挙法による選挙投票区の区画を指定した告示の一部改正	23
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき定めた事項	23
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	25
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	25
清水区選挙管理委員会告示	
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	26
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿に登録した者の氏名等の書面の縦覧	26

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の ための投票用紙等の郵送による発送日	26
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	27
公職選挙法の規定に基づく在外選挙人名簿の抹消	27
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	27
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき定めた事項	28
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	29
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及 びその職務代理者の選任	30
公職選挙法の規定に基づく選挙人名簿の抹消	30

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 8月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第76号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 駿河区の項及び別表第 2 駿河区役所長田支所の項中「下川原六丁目」の次に「、下川原南」を加える。

附 則

この条例は、平成17年 8月27日から施行する。

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 8月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第77号

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成15年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

表第 3 区の項中「下川原六丁目」の次に「、下川原南」を加える。

附 則

この条例は、平成17年 8 月27日から施行する。

企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第28号

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成17年 9 月 9 日

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部
を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の 1 条を加える。

（コンビニエンスストアに収納事務を委託する場合の特例）

- 第17条 コンビニエンスストア（電気通信回線を利用してコンビニエンスストアにおける収納情報のとりまとめを行う法人を含む。次項において同じ。）に水道料金等の徴収事務等のうち収納事務を委託する場合には、第 7 条から第11条までの規定は、適用しない。
- 2 前項に規定するもののほか、コンビニエンスストアに同項の収納事務を委託する場合における収納金の取扱いその他の必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年 2 月 1 日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第37号

消防防災局

各消防署

静岡市消防署の組織に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成17年8月25日

静岡市消防長 森 下 克 弘

別表3 静岡市石田消防署の表鎌田出張所の項中「手越原」の次に「、下川原」を加え、同表用宗出張所の項中「下川原、」を削り、「下川原六丁目」の次に「、下川原南」を加える。

附 則

この訓令は、平成17年8月27日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第82号

平成17年8月15日執行の静岡市両河内財産区議会議員選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成平成17年8月16日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

住 所	氏 名
静岡県静岡市清水区布沢179番地	滝 祐和
静岡県静岡市清水区中河内3652番地の7	井川 柳夫
静岡県静岡市清水区清地121番地	望月 皓
静岡県静岡市清水区茂野島437番地	望月 敏治
静岡県静岡市清水区和田島655番地	大橋 智

静岡県静岡市清水区西里1318番地	深澤 壽年
静岡県静岡市清水区高山423番地	北條 功
静岡県静岡市清水区中河内1191番地	宮原 邦男
静岡県静岡市清水区大平867番地の1	吉川 勝典
静岡県静岡市清水区土80番地の1の1の1	三田 嵯敏
静岡県静岡市清水区葛沢471番地	清水 馨
静岡県静岡市清水区中河内4886番地	滝 實史
静岡県静岡市清水区河内1602番地	小澤 文雄

静岡市選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の40万を超える場合に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成17年8月29日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

1	50分の1の数	11,478
2	6分の1の数	95,643
3	3分の1の数	191,286
	選挙区ごとの3分の1	
	葵 区	71,503
	駿 河 区	56,257
	清 水 区	63,527
4	総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	162,310

静岡市選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の40万を超える場合に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成17年9月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

1	50分の1の数	11,478
2	6分の1の数	95,645
3	3分の1の数	191,289
	選挙区ごとの3分の1	
	葵 区	71,503
	駿 河 区	56,258
	清 水 区	63,528
4	総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	162,311

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）による静岡市葵区の選挙投票区の区画指定について次のように定める。

平成17年8月19日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

1 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第 1 区の選挙区においてのみ行われる法第 109 条に規定する再選挙又は法第 113 条に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員及び地方公共団体の長の選挙に関する投票区

投票区名	投票区の区画
第 1 投票区	追手町の一部（除 10 番 71 号、10 番 80 号、10 番 93 号、10 番 95 号、10 番 100 号、10 番 102 号）駿府町の一部（除自 2 番 85 号至 2 番 112 号）駿府公園、御幸町、黒金町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、両替町一丁目、両替町二丁目、七間町、紺屋町、昭和町、常磐町一丁目、常磐町二丁目、駿河町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、上石町、梅屋町、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、中町、富士見町、金座町及び車町
第 2 投票区	屋形町、大工町、一番町、二番町、研屋町、錦町、茶町一丁目、茶町二丁目、上桶屋町、土太夫町、柚木町、葵町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、安西三丁目及び安西四丁目
第 3 投票区	常磐町三丁目、西門町、駒形通一丁目、駒形通二丁目、駒形通三丁目、双葉町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、天王町、吉野町、桜木町、本通四丁目、本通五丁目、本通六丁目、本通七丁目、本通八丁目、新通一丁目、大鋸町及び通車町
第 4 投票区	駒形通四丁目、駒形通五丁目、駒形通六丁目、清閑町、弥勒一丁目、弥勒二丁目、南安倍一丁目、南安倍二丁目、新通二丁目及び川越町
第 5 投票区	本通九丁目、本通十丁目、本通西町、幸町、田町五丁目、田町六丁目、田町七丁目及び南田町
第 6 投票区	田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、上新富町、新富町四丁目、新富町五丁目及び新富町六丁目
第 7 投票区	田町一丁目、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、安西五丁目及び柳町
第 8 投票区	井宮町及び水道町
第 9 投票区	八千代町、宮ヶ崎町、安倍町、片羽町、安西一丁目、安西二丁目、北番町、材木町、末広町、神明町及び若松町
第 10 投票区	長谷町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、安東柳町、丸山町、大岩宮

	下町、大岩本町及び安東一丁目
第11投票区	追手町の一部（10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号）、城内町、駿府町の一部（自2番85号至2番112号）、西草深町、東草深町、水落町及び馬場町
第12投票区	鷹匠一丁目、鷹匠二丁目、鷹匠三丁目の一部（除自3番9号至3番13号）、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、相生町、横田町、東町、日出町、伝馬町及び栄町
第13投票区	柚木、宮前町、長沼、長沼一丁目、長沼二丁目及び長沼三丁目
第14投票区	千代田五丁目、千代田六丁目、東千代田一丁目、沓谷の一部（除自1174番地至1176番地）、沓谷三丁目、沓谷四丁目、沓谷五丁目の一部（除自10番地至14番地）及び沓谷六丁目の一部（除自18番地至29番地）
第15投票区	千代田七丁目、東千代田二丁目及び東千代田三丁目
第16投票区	北安東五丁目、城北、城北二丁目、上足洗三丁目、竜南一丁目、竜南二丁目及び竜南三丁目
第17投票区	上足洗四丁目、千代田、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目及び沓谷二丁目
第18投票区	鷹匠三丁目の一部（自3番9号至3番13号）、東鷹匠町、横内町、太田町、瓦場町、春日町、音羽町、上沓谷町及び沓谷一丁目
第19投票区	城東町、緑町、西千代田町、巴町、上足洗、上足洗一丁目、上足洗二丁目及び銭座町
第20投票区	大岩一丁目、大岩町、安東二丁目及び安東三丁目
第21投票区	大岩二丁目、大岩三丁目、北安東一丁目及び北安東二丁目
第22投票区	大岩、大岩四丁目、北安東三丁目、北安東四丁目、池ヶ谷、池ヶ谷東、唐瀬一丁目、唐瀬二丁目、唐瀬三丁目、岳美、岳美一丁目及び観山
第23投票区	南、有永、羽高の一部（除18番地、31番地の1）、東、芝原、柳原、赤松、漆山及び平柳
第24投票区	羽高の一部（18番地、31番地の1）及び北
第25投票区	川合、川合二丁目の一部（除自1番至10番、自13番至19番）、川合

	三丁目、川合新田、上土新田、上土二丁目の一部（除自 1 番至 15 番）南沼上の一部（除自 1467 番地至 1521 番地）、瀬名の一部（自 1720 番地至 1920 番地）、立石、加藤島、豊地、流通センター、牛田、天神前、野丈、諏訪及び薬師
第 26 投票区	沓谷の一部（自 1174 番地至 1176 番地）、沓谷五丁目の一部（自 10 番地至 14 番地）、沓谷六丁目の一部（自 18 番地至 29 番地）、川合一丁目、川合二丁目の一部（自 1 番至 10 番、自 13 番至 19 番）、上土一丁目及び上土二丁目の一部（自 1 番至 15 番）
第 27 投票区	古庄一丁目、古庄二丁目、古庄三丁目、古庄四丁目、古庄五丁目及び古庄六丁目
第 28 投票区	瀬名川一丁目、瀬名中央一丁目及び南瀬名町
第 29 投票区	瀬名川二丁目及び瀬名川三丁目の一部（除 5 番 25 号、自 5 番 51 号至 5 番 59 号）
第 30 投票区	瀬名一丁目の一部（除自 1 番至 19 番、自 22 番至 38 番）、瀬名中央二丁目、瀬名中央三丁目、瀬名中央四丁目及び東瀬名町
第 31 投票区	瀬名一丁目の一部（自 1 番至 19 番、自 22 番至 38 番）、瀬名二丁目、瀬名三丁目の一部（除自 6 番至 15 番、自 19 番至 44 番）及び瀬名四丁目
第 32 投票区	南沼上の一部（自 1467 番地至 1521 番地）、北沼上の一部（自 1 番地至 200 番地）、瀬名の一部（除自 1720 番地至 1920 番地）、瀬名三丁目の一部（自 6 番至 15 番、自 19 番至 44 番）、瀬名五丁目、瀬名六丁目及び瀬名七丁目
第 33 投票区	北沼上の一部（除自 1 番地至 200 番地）、長尾及び平山
第 34 投票区	郷島、野田平、俵沢、油島及び俵峰
第 35 投票区	門屋及び牛妻
第 36 投票区	上传馬の一部（除自 1 番至 6 番）、与一五丁目、与一六丁目、松富上組、松富一丁目の一部（除 1 番）、松富二丁目、松富三丁目、松富四丁目、福田ヶ谷及び下
第 37 投票区	昭府町、昭府一丁目、昭府二丁目、新伝馬三丁目の一部（自 13 番至 16 番、自 22 番 1 号至 22 番 40 号）、上传馬の一部（自 1 番至 6 番）与

	一一丁目、与一二丁目、与一三丁目、与一四丁目及び松富一丁目の一部(1番)
第38投票区	辰起町、平和一丁目、平和二丁目、平和三丁目、籠上、美川町及び桜町一丁目の一部(自1番至3番)
第39投票区	新伝馬一丁目、新伝馬二丁目、新伝馬三丁目の一部(除自13番至16番、自22番1号至22番40号)、伊呂波町、堤町、秋山町、桜町一丁目の一部(除自1番至3番)及び桜町二丁目
第40投票区	安倍口団地
第41投票区	与左衛門新田、西ヶ谷、安倍口新田、藤兵衛新田、幸庵新田、内牧、中ノ郷及び遠藤新田
第42投票区	足久保口組
第43投票区	油山、松野及び津渡野
第44投票区	足久保奥組
第45投票区	水見色
第46投票区	富厚里、奈良間、富沢及び大原
第47投票区	新聞及び谷津
第48投票区	羽鳥の一部(自1番地至461番地、自879番地至961番地、自1078番地至1473番地、自1496番地至2383番地)
第49投票区	建穂、建穂一丁目、建穂二丁目及び羽鳥の一部(除自1番地至461番地、自625番地の15至625番地の34、625番地の45、自625番地の59至625番地の73、自625番地の77至625番地の92、自625番地の98至629番地、631番地、自633番地至710番地の4、自710番地の6至710番地の8、710番地の10、710番地の19、710番地の21、710番地の22、自879番地至961番地、自1078番地至1473番地、自1496番地至2383番地)
第50投票区	山崎一丁目、山崎二丁目、千代、千代一丁目、千代二丁目、慈悲尾及び羽鳥の一部(自625番地の15至625番地の34、625番地の45、自625番地の59至625番地の73、自625番地の77至625番地の92、自625番地の98至629番地、631番地、自633番地至710番地の4、自710番地の6至710番地の8、710番地の10、710番地の19、710番地の21、

	710番地の22)
第51投票区	牧ヶ谷及び産女
第52投票区	吉津及び飯間
第53投票区	小瀬戸及び西又
第54投票区	小布杉
第55投票区	赤沢、昼居渡、相俣及び黒俣の一部(自1番地至2299番地)
第56投票区	寺島、鍵穴、坂本及び小島
第57投票区	黒俣の一部(除自1番地至2299番地)及び杉尾
第58投票区	栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
第59投票区	坂ノ上
第60投票区	中沢、桂山、落合の一部(除自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地)、森腰及び長熊
第61投票区	奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣及び口坂本
第62投票区	落合の一部(自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地)、内匠、腰越、横沢及び大沢
第63投票区	相淵、蕨野、横山及び平野
第64投票区	中平及び渡
第65投票区	有東木
第66投票区	入島及び梅ヶ島の一部(自1番地至4270番地)
第67投票区	梅ヶ島の一部(除自1番地至4270番地)
第68投票区	井川
第69投票区	岩崎、上坂本、田代及び小河内
第70投票区	瀬名川三丁目の一部(5番25号、自5番51号至5番59号)

2 1以外の選挙に関する投票区

投票区名	投票区の区画
第1投票区	追手町の一部(除10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号) 駿府町の一部(除自2番85号至2番112号) 駿府公園、御幸町、黒金町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、両替町一丁目、両替町二丁目、七間町、紺屋町、昭和町、常磐町一丁目、

	常磐町二丁目、駿河町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、上石町、梅屋町、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、中町、富士見町、金座町及び車町
第2投票区	屋形町、大工町、一番町、二番町、研屋町、錦町、茶町一丁目、茶町二丁目、上桶屋町、土太夫町、柚木町、葵町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、安西三丁目及び安西四丁目
第3投票区	常磐町三丁目、西門町、駒形通一丁目、駒形通二丁目、駒形通三丁目、双葉町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、天王町、吉野町、桜木町、本通四丁目、本通五丁目、本通六丁目、本通七丁目、本通八丁目、新通一丁目、大鋸町及び通車町
第4投票区	駒形通四丁目、駒形通五丁目、駒形通六丁目、清閑町、弥勒一丁目、弥勒二丁目、南安倍一丁目、南安倍二丁目、新通二丁目及び川越町
第5投票区	本通九丁目、本通十丁目、本通西町、幸町、田町五丁目、田町六丁目、田町七丁目及び南田町
第6投票区	田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、上新富町、新富町四丁目、新富町五丁目及び新富町六丁目
第7投票区	田町一丁目、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、安西五丁目及び柳町
第8投票区	井宮町及び水道町
第9投票区	八千代町、宮ヶ崎町、安倍町、片羽町、安西一丁目、安西二丁目、北番町、材木町、未広町、神明町及び若松町
第10投票区	長谷町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、安東柳町、丸山町、大岩宮下町、大岩本町及び安東一丁目
第11投票区	追手町の一部（10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号）、城内町、駿府町の一部（自2番85号至2番112号）、西草深町、東草深町、水落町及び馬場町
第12投票区	鷹匠一丁目、鷹匠二丁目、鷹匠三丁目の一部（除自3番9号至3番13号）、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、相生町、横田町、東町、日出町、伝馬町及び栄町
第13投票区	柚木、宮前町、長沼、長沼一丁目、長沼二丁目及び長沼三丁目

第14投票区	千代田五丁目、千代田六丁目、東千代田一丁目、沓谷の一部（除自1174番地至1176番地）、沓谷三丁目、沓谷四丁目、沓谷五丁目の一部（除自10番地至14番地）及び沓谷六丁目の一部（除自18番地至29番地）
第15投票区	千代田七丁目、東千代田二丁目及び東千代田三丁目
第16投票区	北安東五丁目、城北、城北二丁目、上足洗三丁目、竜南一丁目、竜南二丁目及び竜南三丁目
第17投票区	上足洗四丁目、千代田、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目及び沓谷二丁目
第18投票区	鷹匠三丁目の一部（自3番9号至3番13号）、東鷹匠町、横内町、太田町、瓦場町、春日町、音羽町、上沓谷町及び沓谷一丁目
第19投票区	城東町、緑町、西千代田町、巴町、上足洗、上足洗一丁目、上足洗二丁目及び銭座町
第20投票区	大岩一丁目、大岩町、安東二丁目及び安東三丁目
第21投票区	大岩二丁目、大岩三丁目、北安東一丁目及び北安東二丁目
第22投票区	大岩、大岩四丁目、北安東三丁目、北安東四丁目、池ヶ谷、池ヶ谷東、唐瀬一丁目、唐瀬二丁目、唐瀬三丁目、岳美、岳美一丁目及び観山
第23投票区	南、有永、羽高の一部（除18番地、31番地の1）、東、芝原、柳原、赤松、漆山及び平柳
第24投票区	羽高の一部（18番地、31番地の1）及び北
第25投票区	川合、川合二丁目の一部（除自1番至10番、自13番至19番）、川合三丁目、川合新田、上土新田、上土二丁目の一部（除自1番至15番）南沼上の一部（除自1467番地至1521番地）、瀬名の一部（自1720番地至1920番地）、立石、加藤島、豊地、流通センター、牛田、天神前、野丈、諏訪及び薬師
第26投票区	沓谷の一部（自1174番地至1176番地）、沓谷五丁目の一部（自10番地至14番地）、沓谷六丁目の一部（自18番地至29番地）、川合一丁目、川合二丁目の一部（自1番至10番、自13番至19番）、上土一丁目及び上土二丁目の一部（自1番至15番）

第27投票区	古庄一丁目、古庄二丁目、古庄三丁目、古庄四丁目、古庄五丁目及び古庄六丁目
第28投票区	瀬名川一丁目、瀬名中央一丁目及び南瀬名町
第29投票区	瀬名川二丁目及び瀬名川三丁目
第30投票区	瀬名一丁目の一部（除自1番至19番、自22番至38番）、瀬名中央二丁目、瀬名中央三丁目、瀬名中央四丁目及び東瀬名町
第31投票区	瀬名一丁目の一部（自1番至19番、自22番至38番）、瀬名二丁目、瀬名三丁目の一部（除自6番至15番、自19番至44番）及び瀬名四丁目
第32投票区	南沼上の一部（自1467番地至1521番地）、北沼上の一部（自1番地至200番地）、瀬名の一部（除自1720番地至1920番地）、瀬名三丁目の一部（自6番至15番、自19番至44番）、瀬名五丁目、瀬名六丁目及び瀬名七丁目
第33投票区	北沼上の一部（除自1番地至200番地）、長尾及び平山
第34投票区	郷島、野田平、俵沢、油島及び俵峰
第35投票区	門屋及び牛妻
第36投票区	上传馬の一部（除自1番至6番）、与一五丁目、与一六丁目、松富上組、松富一丁目の一部（除1番）、松富二丁目、松富三丁目、松富四丁目、福田ヶ谷及び下
第37投票区	昭府町、昭府一丁目、昭府二丁目、新伝馬三丁目の一部（自13番至16番、自22番1号至22番40号）、上传馬の一部（自1番至6番）、与一一丁目、与一二丁目、与一三丁目、与一四丁目及び松富一丁目の一部（1番）
第38投票区	辰起町、平和一丁目、平和二丁目、平和三丁目、籠上、美川町及び桜町一丁目の一部（自1番至3番）
第39投票区	新伝馬一丁目、新伝馬二丁目、新伝馬三丁目の一部（除自13番至16番、自22番1号至22番40号）、伊呂波町、堤町、秋山町、桜町一丁目の一部（除自1番至3番）及び桜町二丁目
第40投票区	安倍口団地
第41投票区	与左衛門新田、西ヶ谷、安倍口新田、藤兵衛新田、幸庵新田、内牧、

	中ノ郷及び遠藤新田
第42投票区	足久保口組
第43投票区	油山、松野及び津渡野
第44投票区	足久保奥組
第45投票区	水見色
第46投票区	富厚里、奈良間、富沢及び大原
第47投票区	新聞及び谷津
第48投票区	羽鳥の一部（自 1 番地至461番地、自879番地至961番地、自1078番地至1473番地、自1496番地至2383番地）
第49投票区	建穂、建穂一丁目、建穂二丁目及び羽鳥の一部（除自 1 番地至461番地、自625番地の15至625番地の34、625番地の45、自625番地の59至625番地の73、自625番地の77至625番地の92、自625番地の98至629番地、631番地、自633番地至710番地の4、自710番地の6至710番地の8、710番地の10、710番地の19、710番地の21、710番地の22、自879番地至961番地、自1078番地至1473番地、自1496番地至2383番地）
第50投票区	山崎一丁目、山崎二丁目、千代、千代一丁目、千代二丁目、慈悲尾及び羽鳥の一部（自625番地の15至625番地の34、625番地の45、自625番地の59至625番地の73、自625番地の77至625番地の92、自625番地の98至629番地、631番地、自633番地至710番地の4、自710番地の6至710番地の8、710番地の10、710番地の19、710番地の21、710番地の22）
第51投票区	牧ヶ谷及び産女
第52投票区	吉津及び飯間
第53投票区	小瀬戸及び西又
第54投票区	小布杉
第55投票区	赤沢、昼居渡、相俣及び黒俣の一部（自 1 番地至2299番地）
第56投票区	寺島、鍵穴、坂本及び小島
第57投票区	黒俣の一部（除自 1 番地至2299番地）及び杉尾
第58投票区	栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、櫛尾、大間、崩野及び八草

第59投票区	坂ノ上
第60投票区	中沢、桂山、落合の一部（除自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地）、森腰及び長熊
第61投票区	奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣及び口坂本
第62投票区	落合の一部（自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地）、内匠、腰越、横沢及び大沢
第63投票区	相淵、蕨野、横山及び平野
第64投票区	中平及び渡
第65投票区	有東木
第66投票区	入島及び梅ヶ島の一部（自1番地至4270番地）
第67投票区	梅ヶ島の一部（除自1番地至4270番地）
第68投票区	井川
第69投票区	岩崎、上坂本、田代及び小河内

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年8月19日から施行する。

（選挙投票区の区画指定告示の廃止）

- 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による静岡市葵区選挙投票区の区画指定（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第6号）は、廃止する。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、葵区役所において、平成17年8月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年8月19日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

縦覧日

平成17年8月30日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市葵区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、葵区役所において、平成17年8月30日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年8月19日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

縦覧日

平成17年8月30日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市葵区選挙管理委員会告示第28号

平成17年9月11日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成17年8月28日からとする。

平成17年8月19日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年8月29日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

4 箇月経過・誤載抹消者

男 811人 女 674人 計 1,485人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、指定投票区及び指定関係投票区を下記のとおり指定する。

なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）による静岡市葵区の指定投票区及び指定関係投票区の指定（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第12号）は、廃止する。

平成17年8月29日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

指定投票区	指定関係投票区
第11投票区	第11投票区及び第70投票区以外のすべての投票区

静岡市葵区選挙管理委員会告示第31号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成17年8月30日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

- 1 各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者
- 2 各投票区の投票所（別紙）

【別紙は掲載省略】

- 3 投票所の開閉時刻の繰り下げ、繰り上げ

投票区	投票所名	開く時刻	閉じる時刻
第54投票区	静岡市立中藁科小学校小布杉分校	午前7時	午後6時
第55投票区	静岡市立清沢小学校	午前7時	午後6時
第56投票区	静岡市清沢避難所	午前7時	午後6時
第57投票区	静岡市立峰山小学校	午前7時	午後6時
第58投票区	静岡市立大川中学校	午前7時	午後6時

第59投票区	静岡市大川保育園	午前 7 時	午後 6 時
第60投票区	静岡市中央公民館玉川分館	午前 7 時	午後 6 時
第61投票区	静岡市玉川キャンプセンター	午前 7 時	午後 6 時
第62投票区	玉川西公民館	午前 7 時	午後 6 時
第63投票区	静岡市中央公民館大河内分館	午前 7 時	午後 6 時
第64投票区	渡公民館	午前 7 時	午後 6 時
第65投票区	有東木公民館	午前 7 時	午後 6 時
第66投票区	元梅ヶ島連絡所	午前 7 時	午後 6 時
第67投票区	新田公会堂	午前 7 時	午後 6 時
第68投票区	静岡市井川支所	午前 7 時	午後 6 時
第69投票区	静岡市中央公民館田代分館	午前 7 時	午後 6 時
第70投票区	瀬名川公民館	午前 9 時	午後 4 時

- 4 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第 1 区）における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所（別紙）

【別紙は掲載省略】

- 5 期日前投票所の場所等

場 所	期 間	開く時刻	閉じる時刻
静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所 1 階ラウンジ	平成 17 年 8 月 31 日から 平成 17 年 9 月 10 日まで	午前 8 時 30 分	午後 8 時
静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所 10 階	平成 17 年 9 月 3 日から 平成 17 年 9 月 4 日まで	午後 1 時	午後 6 時

- 6 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者
- 7 衆議院比例代表選出議員選挙における在外選挙人の国内投票に係る期日前投票を行う場所
静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所
- 8 静岡市葵区選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所
静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市葵区役所
- 9 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第 1 区）における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項本文の規定により、候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじ

を行う場所及び日時

静岡市葵開票区

(1) 場所 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市葵区役所

(2) 日時 平成17年8月30日 午後6時

静岡市清水開票区

(1) 場所 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市葵区役所

(2) 日時 平成17年8月30日 午後6時10分

- 10 最高裁判所裁判官国民審査における最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第52条及び同施行令(昭和23年政令第122号)第20条の規定による審査に付される裁判官の氏名の掲示を行う場所(別紙)

【別紙は掲載省略】

- 11 開票の場所及び日時

(1) 場所 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 静岡産業支援センター

(2) 日時 平成17年9月11日 午後9時30分開始

- 12 開票管理者及びその職務を代理すべき者

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第1区)及び最高裁判所裁判官国民審査

開票管理者

静岡市葵区遠藤新田352番地の13 渡邊良平

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市葵区沓谷三丁目2番21号 杉山佳代子

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

静岡市葵区鷹匠一丁目14番12-403号 篠澤俊二

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市葵区東草深町6番11号 秋山欣三

- 13 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

(1) 場所 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市葵区役所

(2) 日時 衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第1区)

平成17年9月9日 午前9時30分

衆議院比例代表選出議員選挙

平成17年9月9日 午前9時45分

静岡市葵区選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消する。

平成17年9月2日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

4 箇月経過・誤載抹消者

男 19人 女 16人 計 35人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消する。

平成17年9月11日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

4 箇月経過

男 62人 女 62人 計 124人

【「次の者」は掲載省略】

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、駿河区役所において、平成17年8月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧する。

平成17年8月19日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

縦覧日

平成17年 8月30日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、駿河区役所において、平成17年 8月30日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧する。

平成17年 8月19日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

縦覧日

平成17年 8月30日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第25号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成17年 8月28日からとする。

平成17年 8月19日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年 8月29日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

4 箇月経過・誤載抹消者

男 1,014人 女 669人 計 1,683人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法による静岡市駿河区の選挙投票区の区画を指定した告示（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年8月29日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

区画明細書の表第27投票区の項投票区の区画の欄中「下川原の一部（除自2041番地至2050番地、自2564番地至2599番地、自2602番地至2608番地、自2610番地至2626番地）、下川原一丁目」を「下川原一丁目」に、「及び下川原五丁目の一部（除7番、11番、12番、自28番至32番）」を「、下川原五丁目の一部（除7番、11番、12番、自28番至32番）及び下川原南」に改め、同表第29投票区の項投票区の区画の欄中「下川原の一部（自2041番地至2050番地、自2564番地至2599番地、自2602番地至2608番地、自2610番地至2626番地）」を「下川原」に改める。

附 則

この告示は、平成17年8月30日から施行する。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第28号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成17年8月30日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

1 各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者（別紙）

【別紙は掲載省略】

2 各投票区の投票所（別紙）

【別紙は掲載省略】

3 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第1区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所（別紙）

【別紙は掲載省略】

4 期日前投票所の場所等

(1) 場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所

(2) 期 間 平成17年8月31日から平成17年9月10日まで

5 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者(別紙)

【別紙は掲載省略】

6 衆議院比例代表選出議員選挙における在外選挙人の国内投票に係る期日前投票を行う場所

静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所

7 静岡市駿河区選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所

静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所

8 衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第1区)における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項本文の規定により、候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時

(1) 場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所

(2) 日 時 平成17年8月30日 午後6時

9 最高裁判所裁判官国民審査における最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第52条及び同施行令(昭和23年政令第122号)第20条の規定による審査に付される裁判官の氏名の掲示を行う場所(別紙)

【別紙は掲載省略】

10 開票の場所及び日時

(1) 場 所 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 静岡産業支援センター

(2) 日 時 平成17年9月11日 午後9時30分開始

11 開票管理者及びその職務を代理すべき者

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第1区)及び最高裁判所裁判官国民審査
開票管理者

静岡市駿河区馬淵二丁目14番34号 朝比奈 紘

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市駿河区下島615番地の159 寺田 美代子

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

静岡市駿河区大谷3800番地の177 齊藤 佑一

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市駿河区曲金七丁目 9 番34号 長谷川 和義

12 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

(1) 場 所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 静岡市駿河区役所

(2) 日 時 衆議院小選挙区選出議員選挙 (静岡県第 1 区)

平成 17 年 9 月 9 日 午前 9 時 30 分

衆議院比例代表選出議員選挙

平成 17 年 9 月 9 日 午前 9 時 45 分

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 28 条第 2 号 (4 箇月経過抹消) の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成 17 年 9 月 2 日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

4 箇月経過抹消者

男 19人 女 15人 計 34人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 28 条第 2 号 (4 箇月経過抹消) の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成 17 年 9 月 11 日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

4 箇月経過抹消者

男 86人 女 62人 計 148人

【「次の者」は掲載省略】

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、清水区役所において、平成17年8月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年8月19日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

縦覧日

平成17年8月30日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市清水区選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、清水区役所において、平成17年8月30日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧する。

平成17年8月19日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

縦覧日

平成17年8月30日 午前8時30分から午後5時まで

静岡市清水区選挙管理委員会告示第29号

平成17年9月11日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙等を郵送により発送することができる日を、平成17年8月28日からとする。

平成17年8月19日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成17年8月19日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

男 1人 女 1人 計 2人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成17年8月25日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

男 1人 女 1人 計 2人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年8月29日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

4箇月経過・誤載抹消者

男 586人 女 398人 計 984人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第33号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、本委員会が定めた事項は、次のとおりである。

平成17年8月30日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

- 1 各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者（別紙）

【別紙は掲載省略】

- 2 各投票区の投票所（別紙）

【別紙は掲載省略】

- 3 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第4区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所（別紙）

【別紙は掲載省略】

- 4 期日前投票所の場所等

（1）場 所 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所

（2）期 間 平成17年8月31日から平成17年9月10日まで

- 5 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者（別紙）

【別紙は掲載省略】

- 6 衆議院比例代表選出議員選挙における在外選挙人の国内投票に係る期日前投票を行う場所

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所

- 7 静岡市清水区選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所

- 8 衆議院小選挙区選出議員選挙（静岡県第4区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定により、候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時

（1）場 所 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所

（2）日 時 平成17年8月30日 午後6時

- 9 最高裁判所裁判官国民審査における最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136

号) 第52条及び同施行令(昭和23年政令第122号)第20条の規定による審査に付される
裁判官の氏名の掲示を行う場所(別紙)

【別紙は掲載省略】

10 開票の場所及び日時

(1) 場 所 静岡市清水区清開二丁目1番1号 静岡市清水総合運動場体育館

(2) 日 時 平成17年9月11日 午後9時30分開始

11 開票管理者及びその職務を代理すべき者

(1) 衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第4区)及び最高裁判所裁判官国民審査
開票管理者

静岡市清水区興津本町76番地の1 深澤 八起

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市清水区月見町14番11号 鍋田 敏江

(2) 衆議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

静岡市清水区迎山町11番10号 小林 賢一

開票管理者の職務を代理すべき者

静岡市清水区松井町12番6号 佐野 文彦

12 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

(1) 場 所 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市清水区役所

(2) 日 時 衆議院小選挙区選出議員選挙(静岡県第4区)

平成17年9月9日 午前9時30分

衆議院比例代表選出議員選挙

平成17年9月9日 午前9時45分

静岡市清水区選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第2号(4箇月経過抹消)及び第3号(誤載
抹消)の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年9月2日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

4 箇月経過・誤載抹消者

男 8人 女 14人 計 22人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第35号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における清水区第67投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

平成17年9月9日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
静岡市清水区興津清見寺町 160 - 1	生形 喜久	静岡市清水区草薙杉道 3丁目6 - 16	向達 寛

なお、8月29日選任の清水区第67投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者は解任する。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年9月11日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

4 箇月経過・誤載抹消者

男 57人 女 41人 計 98人

【「次の者」は掲載省略】